

高速道路等の沿道における 屋外広告物対策について

平成28年8月9日

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

【本日の議題】

1. 和歌山県屋外広告物条例について
2. 高速道路等の沿道における
屋外広告物対策について
3. 専門委員会の設置について

1. 和歌山県屋外広告物条例について

1. 和歌山県屋外広告物条例について

(1) 目的

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年条例第10号。以下「条例」という。)は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うもの。

(2) 対象地域

和歌山市を除く県内全域

(中核市である和歌山市は、屋外広告物法に基づき、独自に屋外広告物に関する事務を処理)

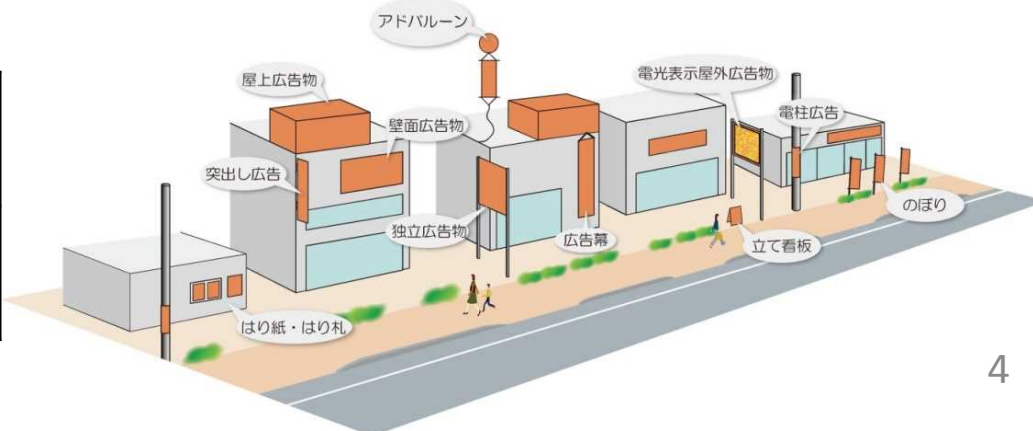
(3) 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、以下の4要件を全て満たしたものをいう(屋外広告物法第2条)。

- ・常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・屋外で表示されるもの
- ・公衆に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された物並びにこれらに類するもの

■屋外広告物の分類(赤字は今回規制の見直しを行う広告物)

自家用 広告物	自己の名称、店名、営業の内容を表示するために、 自己の住所又は営業所に表示する広告物
一般 広告物	自家用広告物以外の広告物



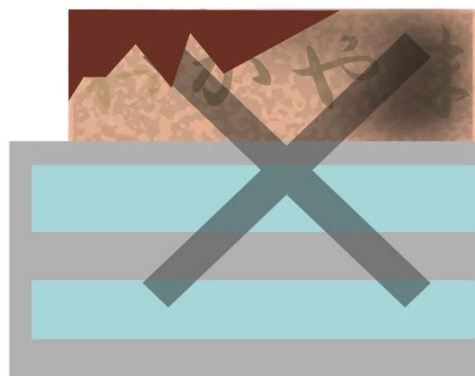
1. 和歌山県屋外広告物条例について

(4) 屋外広告物規制の概要

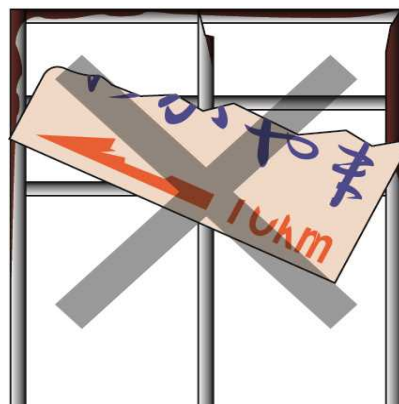
① 禁止広告物

以下の広告物又は掲出物件は、表示又は設置することができない(条例第8条)。

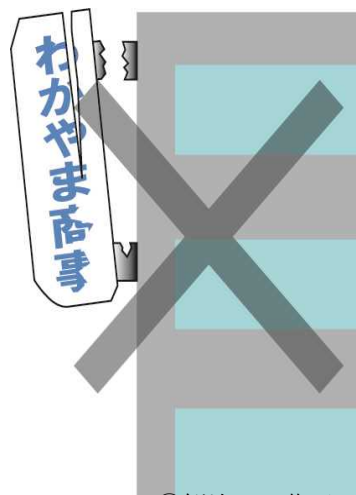
- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



①退色、塗料の剥離



②破損、老朽



③倒壊又は落下



④道路標識等に類似

1. 和歌山県屋外広告物条例について

(4) 屋外広告物規制の概要

②地域特性に応じた規制

1) 禁止地域

快適な生活環境を保持し、又は、美観風致を維持するため、

- 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域
- 文化財保護法の規定により指定された建築物及びその周辺
- 高速道路等の沿道300mの範囲内

等においては、最低限必要な自家用広告物及び案内広告物等を除き、広告物の表示、又は掲出物件の設置を**禁止**している(条例第3条。なお、禁止地域の詳細は次頁参照。)

【禁止地域のイメージ】



第1種低層住居専用地域



文化財保護法の規定により指定された建築物及びその周辺



高速道路

1. 和歌山県屋外広告物条例について

広告物の表示又は掲出物件の設置が禁止される地域(禁止地域)は以下のとおり。

- ①都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。
- ②景観法に基づく準景観地区、地区計画等形態意匠条例の制限を受ける地域であって知事が指定する区域
- ③市民農園整備促進法に基づく市民農園の区域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- ④文化財保護法に基づいて指定された建造物、その周囲で知事が指定する区域、史跡名勝天然記念物
- ⑤和歌山県文化財保護条例に基づいて指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域
- ⑥森林法に基づいて指定された保安林のある地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- ⑦自然環境保全法に基づいて指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ⑧和歌山県自然環境保全条例に基づいて指定された和歌山県自然環境保全地域
- ⑨都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づいて指定された保存樹又は保存樹林及びこれらのある地域で知事が指定する区域
- ⑩高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)の知事が指定する区間
- ⑪道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- ⑫都市公園法に基づく都市公園の区域
- ⑬河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳の付近の地域で、知事が指定する区域
- ⑭港湾、空港、駅前広場の付近の地域で、知事が指定する区域
- ⑮官公署及び国又は地方公共団体が設置又は管理する学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院等の建造物並びにこれらの敷地
- ⑯古墳又は墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- ⑰社寺、教会又は火葬場の建造物及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- ⑱前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

1. 和歌山県屋外広告物条例について

(4) 屋外広告物規制の概要

②地域特性に応じた規制

2) 許可地域

禁止地域以外の地域(和歌山市を除く)において屋外広告物を表示し、又は、掲出物件を設置する場合には知事の許可を得ることが必要(条例第5条)。

なお、許可を得る必要のある地域(許可地域)は、地域特性を踏まえ次の3つに区分。

区分	区域の考え方	地域
第1種地域	良好な自然景観やまちなみ景観との調和を図る地域であり、景観への配慮が特に必要であるため、 <u>広告物の表示を極力抑える</u> 。	①和歌山県景観条例の規定による特定景観形成地域。ただし、知事が指定する地域を除く。 ②道路及び鉄道等で知事が指定する区間。 ③道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域。 ④知事が特に必要があると認めて指定する区域。
第2種地域	農地、山林、集落周辺、郊外部など周辺環境との調和を図る地域であり、景観への配慮が一定程度必要であるため、 <u>広告物の表示をある程度抑える</u> 。	①第1種地域及び第3種地域以外の地域。
第3種地域	まちなみにぎわいが見られる都市部で、広告物の需要が高い地域であり、 <u>周辺景観への配慮が最低限必要であるが、広告物の表示をある程度許容する</u> 。	①都市計画法の規定による準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域。ただし、知事が指定する区域を除く。 ②道路及び鉄道等で知事が指定する区間。 ③道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域。 ④知事が特に必要があると認めて指定する区域。

1. 和歌山県屋外広告物条例について

1) 禁止地域 と 2) 許可地域の考え方の整理

禁止地域

広告物の表示・設置が禁止されています

景観の保全等のため、原則として広告物の表示、設置が禁止されています。ただし、最低限必要な自家用広告物・案内広告物の表示は認められます。

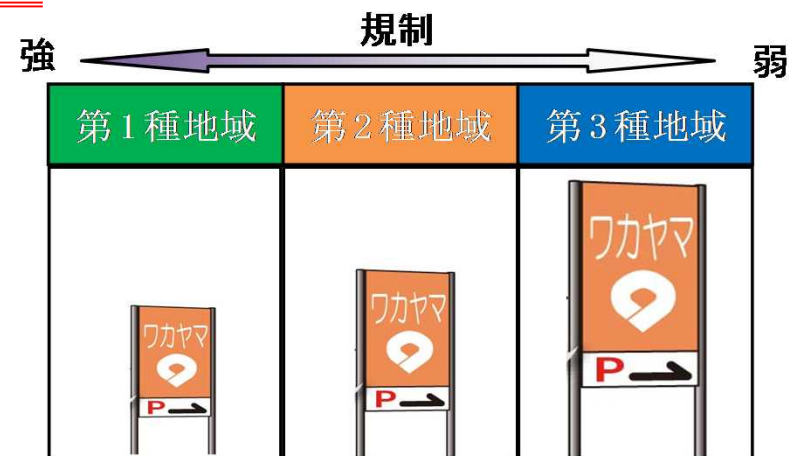


高速道路沿線

許可地域

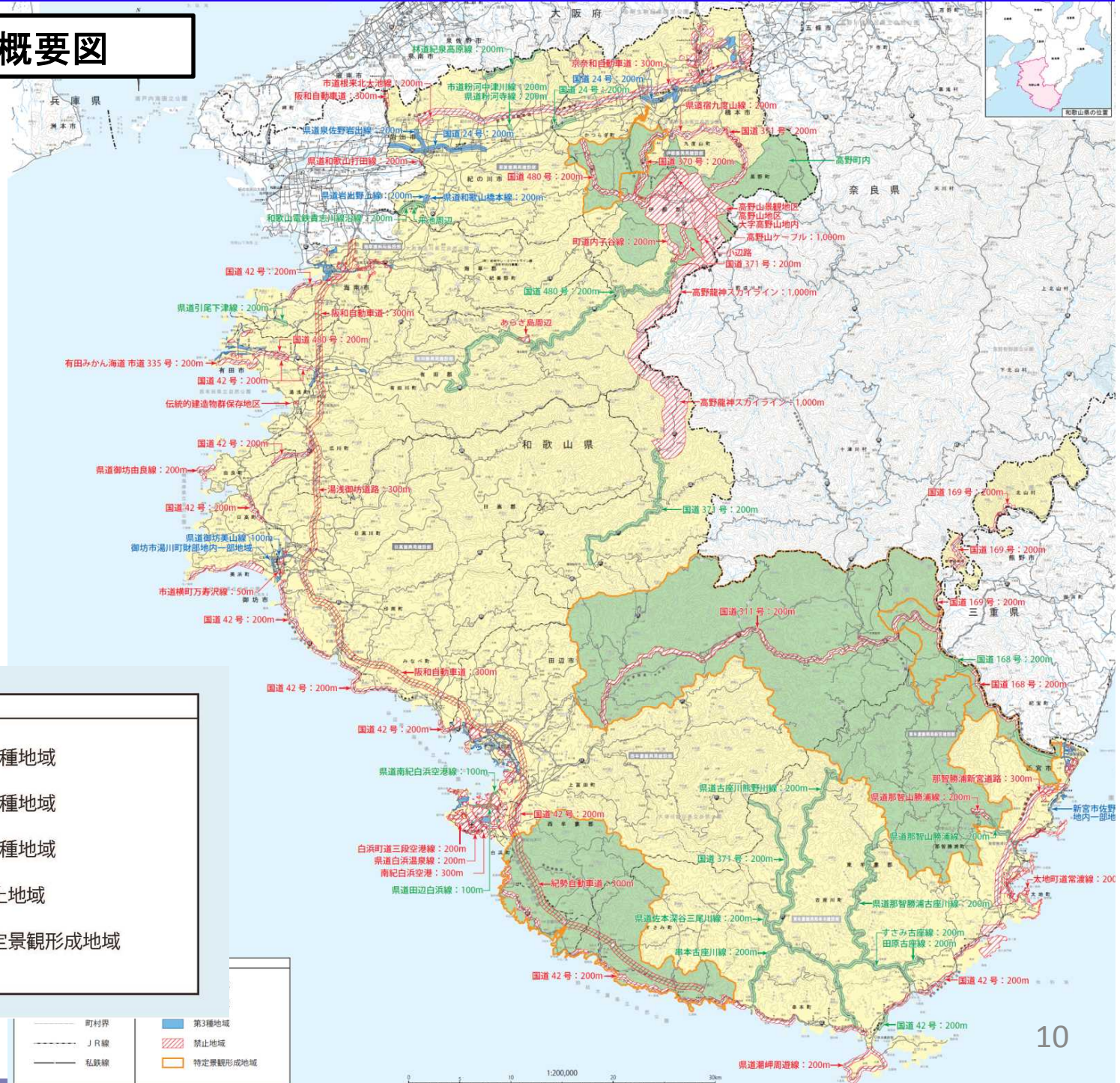
広告物を表示・設置する際には許可が必要となります

- ・許可地域を地域の特性に応じて右のとおり3つの地域に細分化しています。
- ・区域毎に面積や高さにメリハリのある基準を設定しています。



1. 和歌山県屋外広告物条例について

和歌山県屋外広告物規制概要図



凡例

	県界		第1種地域
	市郡界		第2種地域
	町村界		第3種地域
	J R線		禁止地域
	私鉄線		特定景観形成地域

1. 和歌山県屋外広告物条例について

(4) 屋外広告物規制の概要

②地域特性に応じた規制

2) 許可地域 ー 許可手続 ー

許可地域において屋外広告物を表示し、又は、掲出物件を設置する場合は、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ知事の許可(*)を得ることが必要。

(*) ただし、住民に身近な行政をできる限り身近な市町村において処理する観点から、当該許可権限は、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第38号)に基づき各市町村に権限委譲済。このため、実際には**各市町村長の許可を得ることが必要**。

■ 許可期間

広告物の種類	許可の期間
壁面広告、突出広告、屋上広告、独立広告、 案内広告	3年以内
電柱広告、消火栓標識柱添加広告、街灯柱添加広告、照明付バス停留所標識添加広告、アーケード添加広告、アーチ添加広告 立て看板の類(紙貼り、布貼り以外)	1年以内
貼り紙、貼り札、立て看板の類(紙貼り、布貼り)、広告幕 気球広告	1ヶ月以内

(4) 屋外広告物規制の概要

②地域特性に応じた規制

2) 許可地域 — 許可基準 —

- 具体的な許可基準は、条例に基づく施行規則(和歌山県屋外広告物条例施行規則)において規定。
- 第1種・2種・3種の地域特性を踏まえ、それぞれに対応した許可基準を設定。
- 市町村長は、これら基準に適合しているか否かにより、当該申請に係る屋外広告物の設置可否を判断。
- なお、右は、第1種地域の許可基準。

1) 許可基準 (面積、高さ等)

【自家用広告物】

広告物の種類	主な基準 (面積、高さ等)		
独立広告	面積：10㎡以下、合計 20㎡以下 高さ：15m 以下、		
屋上広告	高さ：建築物の 1/3 以下かつ地上より 20m 以下		
壁面広告	壁面面積	100㎡以下	1 壁面につき、 20㎡以下かつ壁面面積の 1/3 以下
		100㎡以上	1 壁面につき、(壁面面積-100㎡) × 1/20+20㎡以下かつ 100㎡以下
突出広告	広告物上端：10m 以下、広告物下端：2.5m 以上、突出し幅：1.2m 以下		

【一般広告物】

広告物の種類	主な基準 (面積、高さ等)		
独立広告	面積：7㎡以下、合計 14㎡以下 高さ：7m 以下		
屋上広告	高さ：建築物の 1/5 以下、地上より 20m 以下		
壁面広告	面積：1 壁面につき、20㎡以下かつ壁面面積 1/5 以下		
突出広告	広告物上端：10m 以下、広告物下端：2.5m 以上、突出し幅：1.2m 以下		

【共通】

広告物総量面積 (自家用広告物)	延べ面積	1,000㎡以下	50㎡以下
		1,000㎡以上	(延べ面積-1,000㎡) / 100+50㎡以下 かつ 150㎡以下
色彩基準	彩度が 8 を超える色彩を使用する面積が表示面の 1/3 以下 ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立看板その他看板の類(のほりを含む。)については、適用しない。		

2) イメージ (自家用)



1. 和歌山県屋外広告物条例について 【参照条文】

- 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)
- 和歌山県屋外広告物条例(昭和59年条例第10号)
- 和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく
知事の指定する区域及び区間(平成9年告示第410号)

○屋外広告物法（昭和24年法律第189号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2（略）

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2～4 (略)

(屋外広告業の登録)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないもの
とすることができる。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

○和歌山県屋外広告物条例(昭和59年条例第10号)(抄)

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。
- (2) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域
- (3) 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域
- (4) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第4条第1項の規定により指定された市民農園の区域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- (5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地区
- (6) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域
- (7) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- (8) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- (9) 和歌山県自然環境保全条例(昭和47年和歌山県条例第38号)第10条第1項の規定により指定された和歌山県自然環境保全地域
- (10) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林及びこれらのある地域で知事が指定する区域
- (11) 高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)の知事が指定する区間
- (12) 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- (13) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (14) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (15) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (16) 官公署及び国又は地方公共団体が設置又は管理する学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院等の建造物並びにこれらの敷地
- (17) 古墳又は墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- (18) 社寺、教会又は火葬場の建造物及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- (19) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

(禁止物件等)

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
 - (2) 石垣及び擁壁の類
 - (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
 - (4) 信号機、道路標識、ロードミラー、歩道柵、ガードレール、駒止めの類及び里程標の類
 - (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの
 - (6) 消火栓及び火災報知機
 - (7) 郵便ポスト(郵便差出箱をいう。)、街頭公衆電話ボックス及び路上変電塔
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する物件
- 2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第5号の規定により指定されたものを除く。)には、広告物のうち貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するものを表示し、又は設置してはならない。
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域等)

第5条 第3条各号に掲げる地域又は場所以外の区域(以下「許可地域等」という。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、許可地域等について、土地利用の状況その他の地域の特性に応じた良好な景観の形成又は風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、地域の区分を定めるものとする。

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 法令又は条例の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件(以下「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件

(4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件

(5) 人、動物、車両又は船舶等に表示される広告物

(6) 建設工事について表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板及びこれに表示する広告物

(8) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で知事が指定するもの

(9) 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他の専ら営利を目的としない活動を行う団体として規則で定めるものが、公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

3 前項第3号から第5号までに掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の3の規定は、適用しない。

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第1項第1号から第5号までに掲げる物件(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹を除く。)に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するもの

(2) 第4条第1項第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

5 第2項第1号に規定する規則で定める基準に適合しない自家用広告物等については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合した広告物を表示する場合には、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

8 政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示する広告物のうち貼り紙及び貼り札については、その表示期間が30日を超えないもので、規則で定める事項を明示したものに限り、第5条の規定は、適用しない。

(禁止広告物)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間及び条件)

第9条 知事は、この条例の規定による許可又は確認(以下「許可等」という。)をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可等の期間は、第7条第1項又は第2項に係るものにあつては同条第1項又は第2項の規定の適用を受けることとなった日から起算して3年を超えない範囲内、それ以外のものにあつては3年を超えない範囲内において規則で定める。

3 (略)

(許可の基準)

第11条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、この条例の規定による許可等の期間が満了したとき(第7条に規定する期間が経過したときを含む。)、若しくは第16条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

2 (略)

(許可等の取消し)

第16条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 次条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) (略)

(違反に対する措置)

第17条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(屋外広告業の登録)

第23条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3～5 (略)

(登録の取消し等)

第26条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 (略)

(報告及び検査)

第26条の4 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、屋外広告業者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(和歌山県景観審議会への諮問)

第27条 知事は、次に掲げる事項については、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

(1) (略)

(2) 第6条第2項第1号、第2号若しくは第9号、同条第4項第2号、同条第7項若しくは第11条に規定する基準若しくは第5条の3第2項に規定する基本方針の設定又はこれらの変更に関すること。

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第17条第1項の規定による知事の命令に違反した者

(3)～(5) (略)

○和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間(平成9年告示第410号)(抄)

5 条例第三条第十一号に規定する指定区間及び同条第十二号に規定する指定区域(抜粋)

路線名	条例第3条第11号の区間	条例第3条第12号の区域
<u>近畿自動車道紀勢線</u>	<u>県内全区間</u> 。ただし、和歌山市の区域を除く。	道路の路端から両側各 <u>300メートル以内</u> で道路の路面より高い地域のうち道路から展望できる区域。ただし、和歌山市の区域を除く。
<u>京奈和自動車道</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>

2. 高速道路等の沿道における 屋外広告物対策について

2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

(1) 高速道路等沿道における屋外広告物の現状

本県では、条例に基づき、阪和自動車道の開通(昭和49年)を契機として高速道路、自動車専用道路(以下「高速道路等」という。)の沿道300mの範囲内における屋外広告物の設置を原則として**禁止**してきた(前述)。

しかしながら、こうした規制は必ずしも遵守されず、また、県もこれに対して十分な措置を講じてこなかったこと等から、高速道路等の沿道において無秩序に違反広告物が設置されている箇所が存在している状況(詳細は資料 参照)。

【違反広告物の枚数】

約70枚～80枚(和歌山市内除く)

【主な設置場所】

高速道路に隣接する山林、畑
トンネル入り口横

【広告物の内容】

宿泊施設、工場、物販店舗
スポーツ施設、商品広告等



禁止区域(路端から300m以内)に設置された違反広告物の例

2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

(2) 高速道路等沿道における屋外広告物規制の沿革

高速道路等については、その沿道の**美観風致を維持**する観点から、各都道府県は、屋外広告物に関し**必要な規制対策を講ずるよう求められていた**(下記通達参照)。

本県では、こうした通達も参考に、沿道300mの範囲内を「禁止地域」として取り扱ってきたところ。なお、他の都道府県においても、概ね同様の規制が行われている。

【関連通達】

■名神高速道路沿道の屋外広告物の規制について(S37.12.20建設省道都第1号)(抄)

(前略)名神高速道路はぼう大な交通を処理する重要な幹線高速道路であり、この種の施設については沿道に野立広告等のらん設が予想されるため、関係区域の**美観風致の維持**上、特に全沿道について一体として屋外広告物の規制を強化する必要があると考えられるので、貴管下の区域内にある同道路の区間について少なくとも左記の規制措置を講ぜられるようにご配慮を願いたい。(後略)

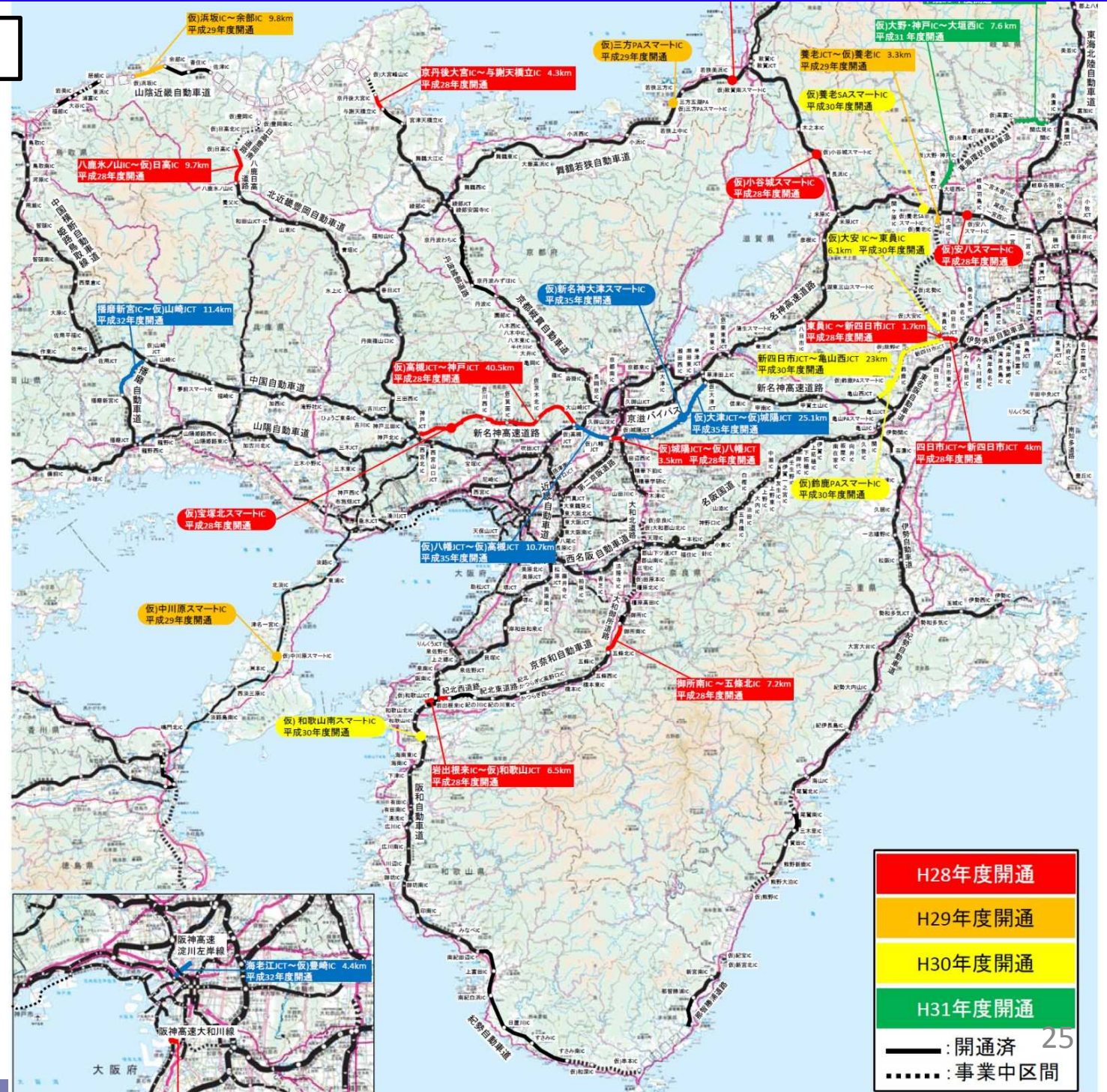
(1) 市街地外にある名神高速道路から展望できる区域でその路端から両端各500m以内の範囲のものにおいては、名神高速道路から観望される**屋外広告物**(以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止するものとする。
(後略)

■屋外広告物の規制の強化について(S39.3.27建設都発第30号)(抄)

1. 近年、高速自動車道路、東海道新幹線鉄道等高速交通施設の出現に伴い、これらの施設を対象とする野立広告の乱立が予想される。これら沿線の野立広告の規制についてはすでに要請してきたところであるが、ご承知のとおり、今秋にはオリンピック東京大会も開催されるので、これを機会に今後規制の一層の強化に努められたい。なお、このような高速交通施設は今後全国各地に建設されるものと予想されるが、これら高速施設沿線の**美観風致の維持**に当たっては、沿線各都道府県及び指定都市が相互に緊密な連携下に、全線にわたり規制対策を講ぜられたい。

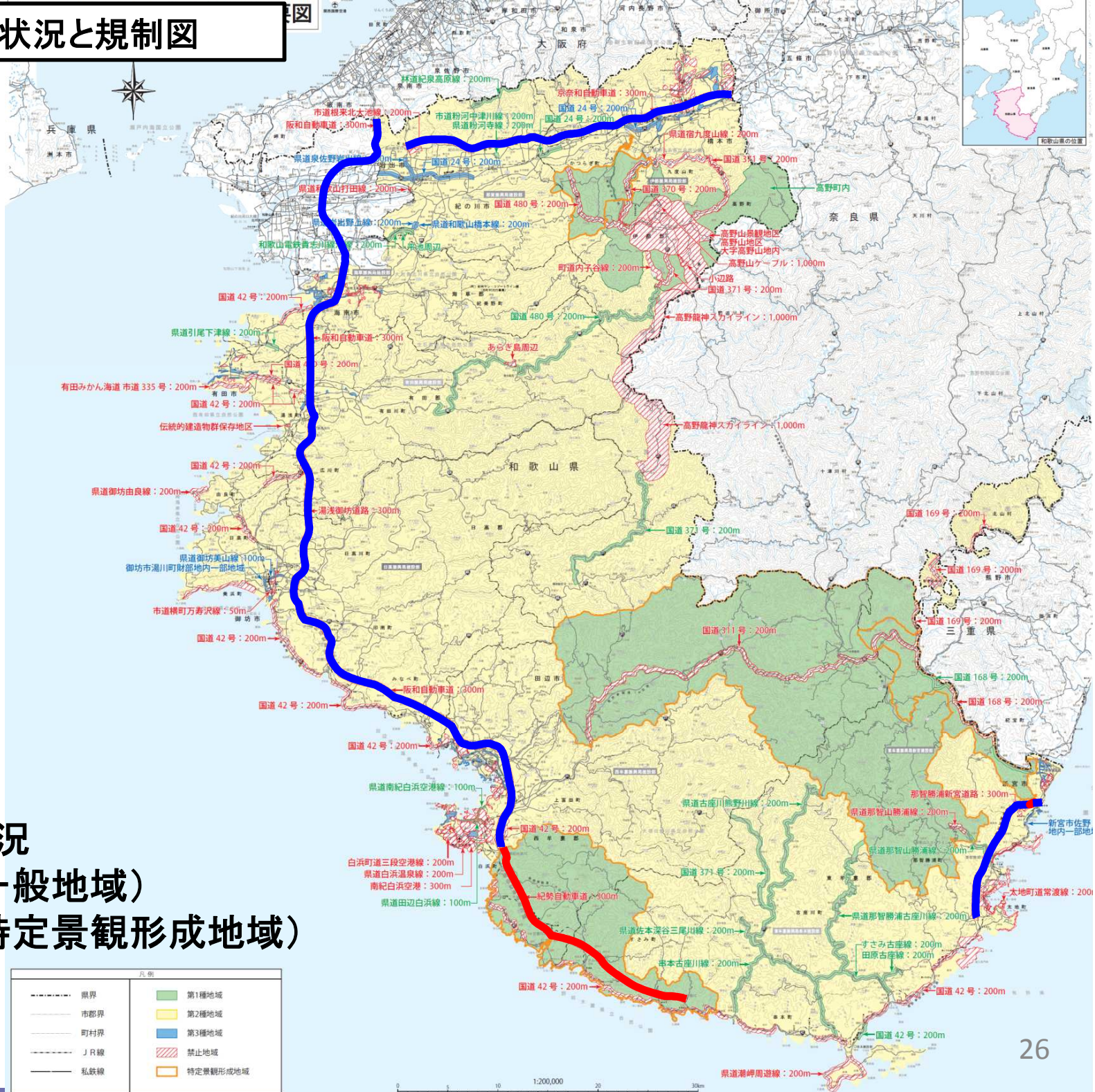
2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

近畿の高速道路整備状況



H28年度開通
H29年度開通
H30年度開通
H31年度開通
— : 開通済
- - - : 事業中区間

和歌山の高速道路整備状況と規制図



高速道路等の整備状況

- (県景観計画の一般地域)
- (県景観計画の特定景観形成地域)

凡例	
--- 県界	■ 第1種地域
--- 市郡界	■ 第2種地域
--- 町村界	■ 第3種地域
--- J R線	■ 禁止地域
--- 私鉄線	■ 特定景観形成地域

2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

(3) 今回の取組み

1) 目的

本県は、世界遺産やジオパーク等多くの観光・文化資源を保有する観光立県であり、これらの資源を活用するためにも、現在、高速道路等の整備が順次進められている。また、和歌山県景観条例(平成20年条例第21号)等の活用により、景観資源を保全しつつ良好な景観形成に努めているところ。

こうした中、来県される皆様の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導していくことが必要。

※ 高速道路等では、道路標識としての案内は、原則、地点表示に限定

(参考)周辺景観との調和、集合化の例



山間部などに広告物が氾濫し、自然景観に悪影響を与えます。



案内広告物の集約化、周辺景観に配慮し、見やすくすっきりした印象を与えます。

2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

2) 具体的な取組内容

今般、前述の問題意識とこれまで十分な措置を講じてこなかった反省を踏まえ、以下の取組みを進め、良好な景観形成及び来県される皆様の利便性向上を目指す。

①高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

現行の条例では、高速道路等の沿道300mの範囲(路面から上)においては原則として屋外広告物の設置を禁止しているが、今般、一定の基準に適合する屋外広告物についてはその設置を認める方向で規制を見直す。

②違反広告物の撤去指導

①に併せ、現行の規制に違反する広告物(現存するもの)の是正に関係市町と連携して取り組む。

【具体的な対応方針】

- 屋外広告物条例に基づく知事権限のうち、違反広告物に対する措置命令、広告業者等に対する報告徴収・立入検査に係る権限は、知事に代わり各市町長が実行(権限移譲)。
- このため、今後の違反是正については、一義的には各市町が対応しつつ、県も業登録を所管する立場から、業者指導の際には市町に同行する等、市町と連携して取り組む。
- 期限までには是正されない場合は、違反広告業者に対する違反広告物の除却命令の発出、当該命令に違反した者に対する告発(罰金刑)を検討。併せて、その者に係る屋外広告物業の登録取消しを検討。
- なお、現存する屋外広告物は条例に違反している以上、骨組みを含めて撤去することが原則。

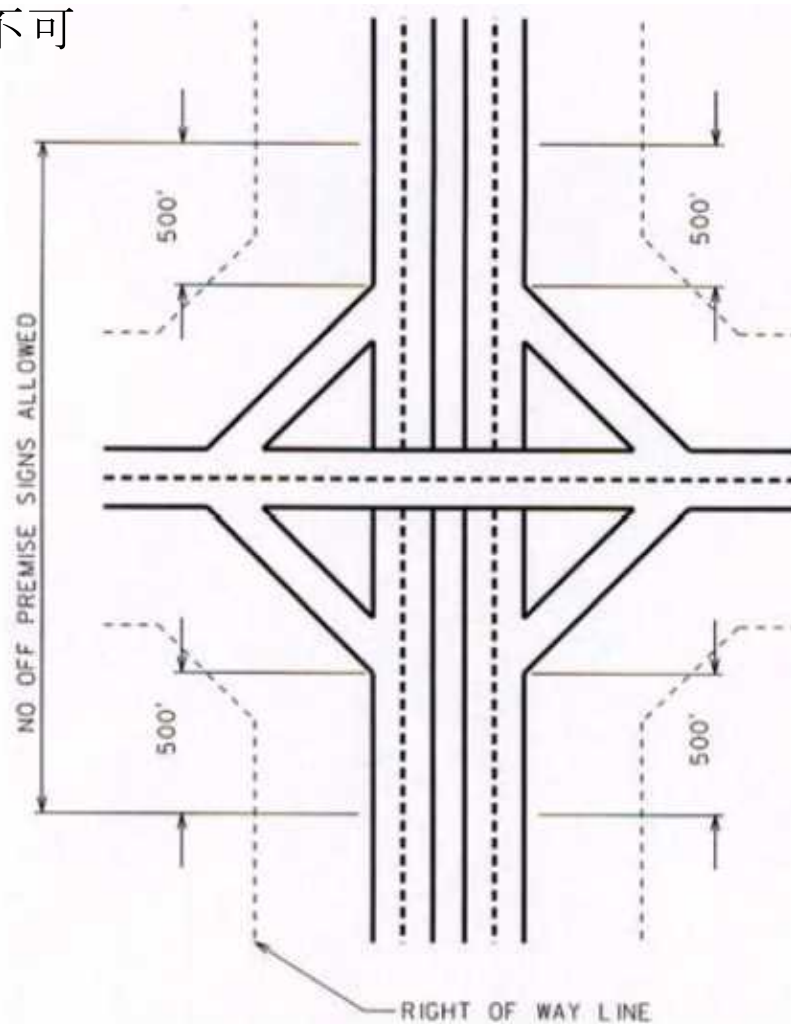
2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

■ 諸外国における屋外広告物規制の事例①

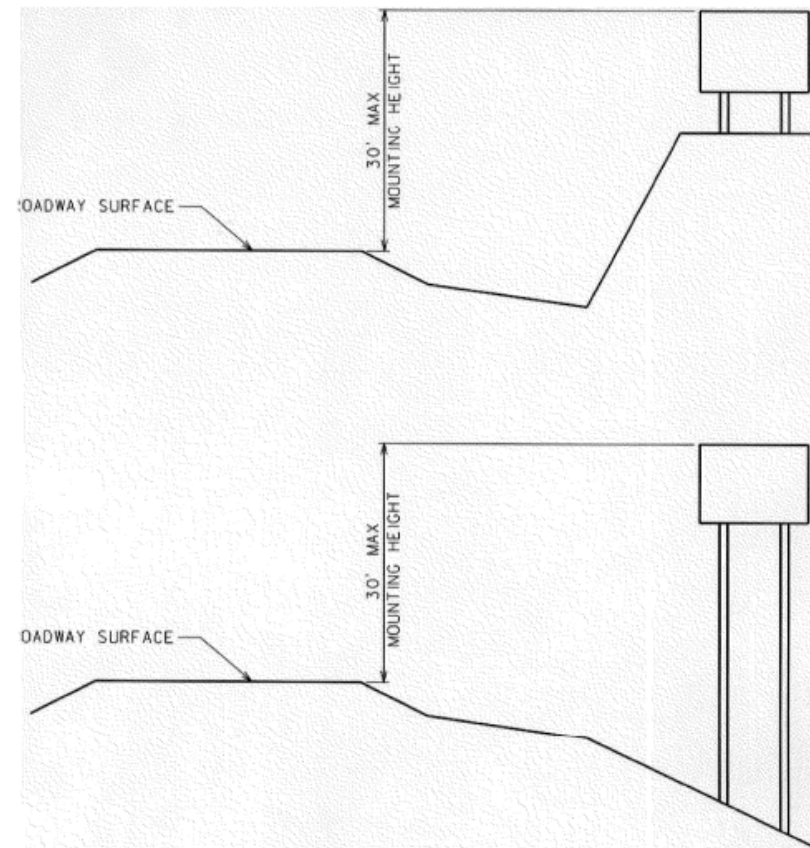
アメリカ合衆国 モンタナ州

出典) OUTDOOR ADVERTISING CONTROL

・インターチェンジ域500フィート(約150m)内は
設置不可



・路面より高さ30フィート(約9m)以下に設置可

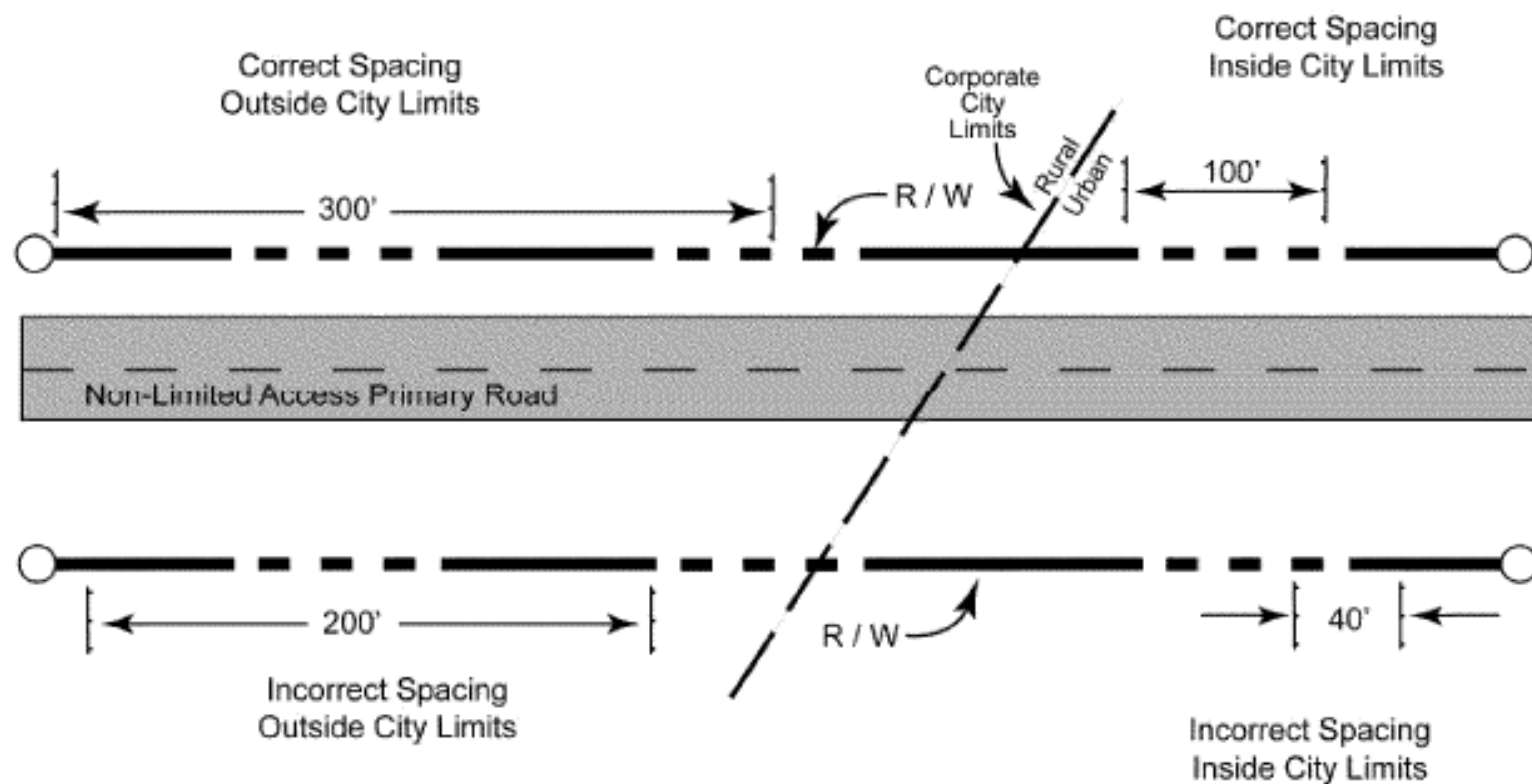


2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

■諸外国における屋外広告物規制の事例②

アメリカ合衆国 コロラド州 出典) Cplorado Department of Transportation Outdoor Advertising Manual

- ・農村部へ向かう方向は、都市部で100フィート(約30m)間隔、農村部で300(約9m)フィート間隔で設置可能。
- ・都市部へ向かう方向は、都市部で40フィート(約12m)間隔、農村部で200フィート(約60m)間隔で設置可能。



2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

■諸外国における屋外広告物の事例③

- ・周辺景観に調和するような色彩を採用

ドイツ



オーストラリア



ドイツ



大韓民国



2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

■諸外国における屋外広告物の事例④

- ・周辺景観に調和するような色彩を採用

アメリカ合衆国 ユタ州



スペイン



- ・屋外広告物を集約化

アメリカ合衆国 カリフォルニア州



2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

■国内における屋外広告物の事例

- ・周辺景観に調和するような色彩を採用し屋外広告物を集約化

栃木県 那須町



福島県 北塩原村



山梨県 河口湖町



静岡県 富士宮市



2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

(4) 今後の予定

先述の2つの取組みについて、パブリックコメントを通じて県民の皆様のご意見を伺う。そのうえで、以下のスケジュールで進めていく予定。

①高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

デザイン等の詳細について専門家の意見を聞きながら、高速道路等の沿道における屋外広告物の新たな設置基準案(条例に基づく施行規則の一部改正案等)を検討し、パブリックコメント等を経た後、平成29年4月の施行を目指す。

なお、新たな設置基準の詳細内容を補足するとともに、設置許可主体である市町村による円滑な制度運用を図る観点から、上記施行規則の改正と併せて運用手引き(ガイドライン)を策定する。

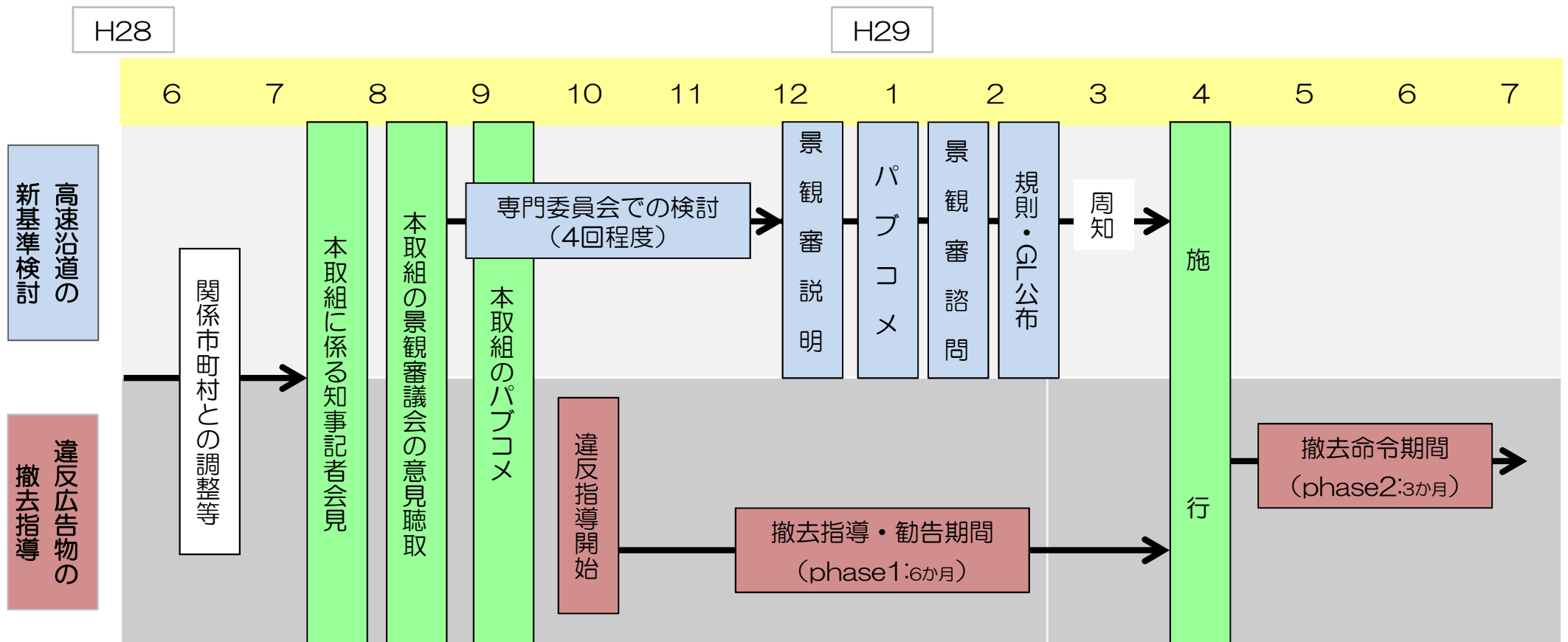
②違反広告物の撤去指導

本年10月を目処に違反広告業者等に対する指導に着手し、原則、今年度末までに違反広告物を撤去するよう促す。

なお、新施行規則の施行(平成29年4月)までに改善されない場合は、違反広告業者等に対して、屋外広告物条例に基づく撤去命令等を行う予定。

2. 高速道路等沿道における屋外広告物対策について

■スケジュール



3. 専門委員会の設置について

3. 専門委員会の設置について

【概要】

- 高速道路等沿道に設置を認める屋外広告物の内容、規格、デザイン等の詳細を検討するため、和歌山県景観条例第22条に基づき、和歌山県景観審議会の下に『和歌山県景観審議会屋外広告物専門委員会(仮称)』を設置する。
- 専門委員会の委員として、和歌山県景観審議会の委員2名(永瀬委員、藤本委員)のほか、デザイン関係及び観光関係の専門家として以下の2名に委嘱することとする(計4名)。
 - 川角 典弘氏(和歌山大学システム工学部システム工学科空間デザイン研究室)
 - 坂口 邦嗣氏(和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)
- 委員の委嘱任期は、平成28年8月上旬から平成29年3月までとする。

■和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）（抄）

（専門委員会）

第二十二條 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、第14条の2第2項の規定によりその権限に属させられた事項について、知事に意見を述べるものとする。

3 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。

4 専門委員会は、専門委員5人以内で組織する。

5 専門委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

6 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3. 専門委員会の設置について

【専門委員会における主な想定論点】

- (1) 表示内容 → 地点・施設に限定するか、商品広告等を認めるか。
民間施設の取扱いをどうするか。
- (2) 規 格 → 大きさ、高さ等をどうするか。集合化を原則とするか。
- (3) デザイン → 字体、色、文字大きさ(視認性)等をどうするか。
写真やポイントカラー等を認めるか。
- (4) 乱立防止 → 一定の数量規制や相互間距離規制を設けるか。
設置場所を限定するか。
- (5) 危害防止 → 道路標識の視認性をどう確保するか。
適正な維持管理をどう確保するか。

3. 専門委員会の設置について

【専門委員会の開催予定】

第1回 8月下旬 許可基準、ガイドラインの検討項目洗い出し

第2回 9月下旬 許可基準の検討①

第3回 10月下旬 許可基準の検討②、ガイドラインの検討①

第4回 11月下旬 ガイドラインの検討②、最終案とりまとめ



12月上旬 景観審議会に報告(許可基準案、ガイドライン案)